

高齢者の サービスガイド



いきがい君

やりがいちゃん

おたがい様

岡崎市 福祉部 長寿課

令和7年（2025年）度版

高齢者のサービスガイド ご利用にあたって

- 高齢者のサービスガイドは、高齢者向けの保険・福祉サービスの概要をまとめたものです。
- 掲載内容は令和7年（2025年）4月1日現在のものです。その後、変更になることがあります。ご了承ください。
- 各サービスの詳しい内容については、各担当までお問い合わせいただくか、岡崎市のホームページをご確認ください。
岡崎市ホームページは
<https://www.city.okazaki.lg.jp/> です。 
- 最新情報は、岡崎市ホームページにて更新しています。
各ページで紹介しているサービス名の右側にQRコードがあるサービスについては、そちらをスマートフォン等でお読み取りください。

お手元においてご活用ください。

1 健康であるためのサービス

○老人福祉センター

市内6カ所にある高齢者の地域交流、余暇活動の場です。

娯楽室、浴室などを利用できます。(60歳未満の方も利用可)

各老人福祉センターでは高齢者向けに定期講座や介護予防教室などを実施しています。



施設名	電話 FAX	所在地	備考
高年者センター岡崎 「とはなす岡崎」	55-0116 55-0156	美合町下長根2番地1	入場料：無料 (入浴のみ1回100円)
中央地域福祉センター 「とはなす中央」	25-7701 25-7713	梅園町寺裏5番地1	
北部地域福祉センター 「とはなす北部」	45-8790 45-8791	岩津町西坂54番地1	開館時間：9時～17時 (入浴は10時30分～15時)
南部地域福祉センター 「とはなす南部」	43-6600 43-6781	下青野町天神78番地	
西部地域福祉センター 「とはなす西部」	34-3211 34-3212	宇頭町小藪70番地1	休館日 ・日曜日 ・祝日(敬老の日を除く) ・年末年始 (12月29日～1月3日)
東部地域福祉センター 「とはなす東部」	48-8090 48-8096	山綱町中柴1番地	



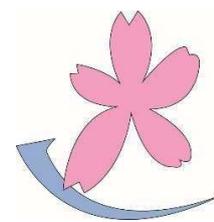
※ 中央地域福祉センターについては、入浴サービスは実施しておりません。

※ 入浴料金については、令和7年10月1日から1回200円へと変更になります。

○老人クラブ(愛称：はつらつクラブ岡崎)

市内には約200の老人クラブがあり、おおむね60歳以上の会員が、生活と地域を豊かにする活動に取り組んでいます。

老人クラブに入って、充実したシニアライフを送りませんか。



はつらつクラブ岡崎
ロゴマーク

活動例

分野	内容
健康づくり活動	グラウンド・ゴルフ、ウォーキング、ゲートボール、ボウリングなど
文化活動	囲碁・将棋、研修会、作品展、舞踊、研修旅行など
奉仕活動	清掃、友愛訪問、登下校見守り、小学生との交流授業など



入会できるクラブは、お住まいの地域によって異なります。わからない場合は、事務局へお問い合わせください。

問合せ先	各地域の老人クラブ または 老人クラブ事務局(福祉会館1階 19番窓口) 電話 23-6153 FAX 23-6520
------	--

○ボランティア活動

自分の役割があることは心の支えとなり、生きがいのある生活を支えるコツとなります。ボランティア活動は多種多様です。ご自身に合った活動を探してみませんか？



活動場所	内容
家庭	ベルマーク収集、書き損じはがきの寄付、各種募金活動への協力など
地域	趣味を活かした活動、環境美化活動、困りごとを抱えた方への支援活動など
施設	話し相手、趣味を活かした交流、病院での支援活動など
学校	障がい児の支援、朗読活動、昔遊びを教える等の課外活動への協力など
問合せ先	岡崎市社会福祉協議会 ボランティアセンター（岡崎市社会福祉センター1階） 電話 47-7955 FAX 47-7956

○シルバー人材センター

高齢者の豊かな知識・経験・技能を活かすことのできる仕事を、企業・一般家庭・公共機関から引き受け、高齢になっても健康で働く意欲のある方が会員登録することにより、仕事を提供し、健康で生きがいのある毎日をご過ごしていただくものです。



現在、市内で1,000人余の会員が元気に働いています。一緒に働きませんか。

登録ご希望の方は、本部で実施する入会説明会（毎月第3水曜日午前実施）にご参加ください。

問合せ先	本部	岡崎市社会福祉センター2階	電話 47-7380 FAX 47-7385
	花園支所	花園高齢者生きがいセンター	電話 45-8306 FAX 45-8309

※ 花園高齢者生きがいセンターは、令和8年3月31日をもって廃止となります。

○健康手帳



内容	取得方法
健康管理に役立つための手帳を市のホームページで公開しています。 	市ホームページから健康手帳の様式をダウンロードすることで取得できます。 左上のQRコードを読み取るか、サイト内検索で「 岡崎市 健康手帳 」と検索してください。 ※ ダウンロードが難しい場合は、岡崎市保健所で交付することができます。
問合せ先	健康増進課 成人・難病支援係（げんき館2階） 電話 23-6639 FAX 23-5071

○予防接種

予防接種の助成を行っています。(一部自己負担あり)

項目	内容	対象者
高齢者 インフルエンザ ・新型コロナ 予防接種	◇接種券は個別に送付 ◇接種時期 10月～翌年1月	◇65歳以上の方 ◇一定の障がいのある60歳～64歳の方 
高齢者 肺炎球菌 予防接種	◇65歳の方の接種券 は個別に送付 ◇接種時期 通年	◇65歳の方 ◇一定の障がいのある60歳～64歳の方 ※ 過去に一度でも肺炎球菌ワクチン(23価)の接種を受けたことがある方は対象外
带状疱疹 予防接種	◇接種券は個別に送付 ◇接種時期 7月～翌年3月	◇年度末現在で65歳、70歳、75歳、80歳、 85歳、90歳、95歳、100歳以上の方 (101歳以上の方は令和7年度のみ、70歳以上の方は令和11年度まで対象) ◇一定の障がいのある60歳～64歳の方 ※ 過去に助成を受けたことがある方は対象外
問合せ先	ワクチン接種推進室 予防接種係(げんき館2階) 電話 23-6714 FAX 23-6621	

○健康診査

生活習慣病予防および疾病の早期発見・早期治療を目的に、健康診査を実施しています。

自分の健康状態を確認するためにも、1年に1度は健康診査を受診しましょう。

※ 以下のいずれか一つを選んで受診できます。



項目	内容	対象者
個別健診	◇実施期間 6月～10月(予定) ◇無料 ◇申込不要	・国民健康保険加入者で65歳以上の方 ・後期高齢者医療制度加入者
人間ドック健診	◇実施期間 4月～翌年3月(予定) ◇自己負担あり ◇要申込	・国民健康保険加入者で30歳以上の方 ・後期高齢者医療制度加入者
ミニドック健診	◇実施期間 6月～翌年2月(予定) ◇自己負担あり ◇要申込	

上記対象者に該当しない方は、加入している医療保険者(健康保険証の発行元)へお問い合わせください。後期高齢者医療制度加入者が上記健診を受診した結果、フレイル(虚弱状態)に該当した方には、長寿課から介護予防事業の案内が届きます。

問合せ先	国保年金課 健診指導係(東庁舎1階 10番窓口) 電話 23-6275 FAX 27-1160
------	--

○結核定期健康診断

内容	対象者	備考
胸部エックス線 (直接撮影)	65 歳以上	国民健康保険・後期高齢者医療加入者は個別特定健診と同時に実施 ※ 上記以外の方は、肺がん検診に結核健診を含む
問合せ先	生活衛生課 感染症対策係 (げんき館2階) 電話 23-5082 FAX 23-6621	

○がん検診など

種類	内容	対象者	参考	備考	
胃がん検診	胃カメラ(胃内視鏡)検査	50 歳以上の 偶数年齢の方	毎年5月末に 対象者へ送付 する「がん検 診等ご案内」 に詳細記載		
	バリウムを飲んだ後、 胃部エックス線撮影	40 歳以上の方			
肺がん検診	胸部エックス線直接撮影 喀痰細胞診検査(必要と認めた方 のみ実施)				対象者には 「がん検診等 受診券」をあ わせて送付
大腸がん検診	便潜血反応検査(二日採便法)	20 歳以上の 女性			
前立腺がん検診	PSA検査(血液検査)		40 歳以上の 女性		
骨粗しょう症健診	骨密度	40 歳の方及び 41 歳以上で 過去に受診し ていない方	「がん検診等 ご案内」に詳 細記載		協力医療機関 で無料実施 (岡崎市 幸田町)
子宮がん検診	子宮頸部の細胞診 体部の細胞診(医療機関の検診で 医師が必要と認めた方のみ実施)	16 歳以上で他 に受診機会 のない方		問合せ先 健康増進課 成人・難病支援係 電話 23-6639 FAX 23-5071 歯周疾患健診については 歯科・栄養係 電話 23-6962 (げんき館2階)	
乳がん検診	マンモグラフィ (乳房エックス線撮影)	問合せ先	問合せ先 医療助成室 高齢者医療係(東庁舎1階 11番窓口) 電話 23-6841 FAX 27-1160		
肝炎ウイルス検診	B型肝炎ウイルス検査 C型肝炎ウイルス検査 (血液検査)	問合せ先			
歯周疾患健診	口腔内検査・歯周ポケット測定、 はみがき指導など	問合せ先			
口腔機能健診	口腔内検査・歯周ポケット測定、 舌・口唇・嚥下機能の検査など	76 歳の方 (後期高齢者 医療被保険者)	4月末頃、受 診券を対象者 に送付	協力医療機関 で無料実施 (岡崎市 幸田町)	
問合せ先	医療助成室 高齢者医療係(東庁舎1階 11番窓口) 電話 23-6841 FAX 27-1160				

○介護予防教室

65 歳以上のすべての方が利用できます。

「介護予防教室や地域での介護予防活動」を通じて、自立した生活の維持を目指します。岡崎市では、お住まいの近くで健康づくりや介護予防に取り組めるよう、介護予防教室等を開催しています。元気なうちから積極的に介護予防に取り組みましょう。詳細は市政だよりをご覧ください。

項目	内容	定員・費用	開催場所
寺子屋☆脳きらり	健康体操やストレッチ、認知症予防のための脳トレーニングやさまざまなレクリエーションを行います。	定員：30 人程度 費用：無料	図書館交流プラザ（りぶら） 南部市民センター分館 東部市民センター
きらりシニア塾	健康体操やストレッチ、介護予防をテーマに講話やレクリエーションを行います。	定員：20～30 人 費用：無料	各老人福祉センター（P1）
頭と体の認知症予防スクール	認知症予防の脳トレーニングやコグニサイズ、講話などを10回コースで行います。	定員：20 人程度 費用：無料	※ 開催場所については、お問い合わせください。
送迎付き介護予防教室	自ら通いの場への参加が困難で介護予防を必要とする方に、送迎付きで介護予防教室を行います。	定員：3人～20人（各事業所ごとに設定） 費用：500 円/回	※ 開催場所については、お問い合わせください。
問合せ先	長寿課 予防係（福祉会館1階 19 番窓口） 電話 23-6837 FAX 23-6520		



○短期集中型通所サービス

筋力が落ちて、歩くのが遅くなってきた。疲れやすくなって、趣味をやめてしまった。コロナの影響で体を動かすことが減ったなど、仕方がないとあきらめていませんか？

身体機能の維持・改善を目指したプログラムの実施で、自分らしい生活の維持に向けて取り組んでみませんか。利用にあたっては、担当の地域包括支援センター（P33、34）へご相談ください。

対象者	内容	期間・費用	開催場所
・要支援 1・2 の方 ・事業対象者 （65 歳以上で基本チェックリストによる判定を受けた方）	理学療法士・作業療法士など専門職が、通所と訪問を組み合わせたりハビリテーションを中心としたプログラムを提供することで生活機能の維持や改善を図ります。	期間：6 カ月 通所：週 1 回 2 時間 訪問：利用期間中 1～3 回 費用：無料（送迎も可）	市内の各事業所 （お住まいの地区により利用できる事業所が決まります。）
問合せ先	長寿課 予防係（福祉会館1階 19 番窓口） 電話 23-6837 FAX 23-6520		



○岡崎ごまんぞく体操



いつまでも、自分で生活するためのおもりを使った筋トレ体操です。
 継続することで、筋力がつき毎日の生活で動くことが楽になります。
 みんなとやることで気持ちが明るくなります。
 自分たちが、自分たちで、自分たちのためにやってみましょう。
 興味のある方は、お気軽にご連絡ください。



内容	必要なもの
週1回以上約40分間で、おもりを使った6種類の筋力体操です。 1グループ5人以上で行います。	体操のできる場所、イス、飲みもの、血圧計 ※ 体操に使うおもりは貸し出します。
問合せ先	長寿課 予防係（福社会館1階 19番窓口） 電話 23-6837 FAX 23-6520

○岡崎モグザえもん体操



岡崎モグザえもん体操は、所要時間は10分程度で口や喉の筋肉を鍛える7種類の体操です。
 口腔機能を維持・向上することで、いつまでも自分でしっかりと噛んで食べ、
 楽しくおしゃべりができ、活動的な生活を送ることができます。
 岡崎ごまんぞく体操と一緒に、この体操もやってみましょう。



問合せ先	長寿課 予防係（福社会館1階 19番窓口） 電話 23-6837 FAX 23-6520
------	---

○毎日せいかつ体操



毎日せいかつ体操は、自宅で生活しながらも全身の筋力の維持・向上が図れる体操や健康維持のために大切な生活上の工夫を紹介したパンフレットで長寿課や各支所で配布しています。自宅でできる運動を続けることで筋力を維持し、動きやすい体を作ることができます。

問合せ先	長寿課 予防係（福社会館1階 19番窓口） 電話 23-6837 FAX 23-6520
------	---

○いきいきクラブ・ふれあい健康クラブ

各小学校区単位で、学区福祉委員会等を中心に介護予防の通いの場が開催されています。
 月に1～2回程度、介護予防体操や脳トレーニング、レクリエーション、季節に合ったイベントなどを地域の方が企画し、行っています。

問合せ先	長寿課 予防係（福社会館1階 19番窓口） 電話 23-6837 FAX 23-6520
------	---



○出前講座（健康長寿に関して）

いつまでも若々しくいきいきと生活できるように、保健師等による出前講座を実施しています。

タイトル	内 容
健康長寿を目指そう	◇健康長寿の3つのポイント「運動」「栄養・口腔」「社会交流」 ◇病気の管理について ◇体操 等
フレイルについて知ろう	◇フレイルってなに？ ◇手軽に出来るフレイルチェックの紹介
介護予防体操	◇ごまんぞく体操・モグザえもん体操の体験 ◇自宅でできる体操の紹介
認知症を予防しよう	◇認知症予防について ◇脳トレ ◇レクリエーション
問合せ先	長寿課 予防係（福祉会館1階 19番窓口） 電話 23-6837 FAX 23-6520



※ 上記以外の出前講座は、生涯学習課（電話 23-3158）へお問い合わせください。

○ふれあいデイサービス（額田地域） 在宅福祉サービス



額田地域にお住まいの方で施設へ日帰りでお出かけ、食事・レクリエーションなどで気分転換をします。

実施場所	費用	実施回数	対象者
ふれあい デイサービスセンター （榎山町）	利用料金 300円/回 （+ 昼食 500円/回）	月3回程度	①・②のどちらにも該当する方 ① 額田地域にお住まいの 65歳以上の方 ② 介護保険の認定を 受けていない方



※ふれあいデイサービスセンターは、令和8年3月31日をもって廃止となります。

利用を始めるには

- ・事前の施設見学と長寿課への申請書類の提出が必要です。
詳細は、長寿課にお問い合わせいただくか、市ホームページにてご確認ください。
- ・申請は、窓口に直接、または郵送にて受け付けています。



申請書類はこちら

提出の代行

地域包括支援センター（P33、34）が申請書類の提出を代行することができます。

問合せ先	見学について	ふれあいデイサービスセンター（河仲公民館併設） 電話 82-4048
	申請について	長寿課 地域支援係（福祉会館1階 19番窓口） 電話 23-6147 FAX 23-6520

2 介護や支援が必要となったときのサービス

○介護保険制度

介護保険制度は、介護の不安や負担を社会全体で支えるための制度です。

40歳以上の方が、被保険者（加入者）として保険料を負担し、介護や支援が必要となったときに、サービスを利用することができます。

サービスを利用するためには、要介護・要支援認定の申請が必要です。

申請の結果、要介護1～5の認定を受けた「日常生活に介護が必要」な方は、訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）などの在宅サービスや施設サービスを利用することができます。

申請の結果、要支援1・2の認定を受けた「これから介護状態にならないための支援が必要」な方は、介護予防・自立支援のためのサービスとして、以下のような仕組みでサービスを利用することができます。

介護予防サービス	
サービス内容	対象者
訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、福祉用具貸与など (訪問介護、通所介護を除いた在宅サービス)	◇要支援1・2の認定を受けた方
介護予防・日常生活支援総合事業	
サービス内容	対象者
サービス・活動事業 ◇訪問型サービス（ホームヘルプサービス） ※ 困りごと支援型訪問サービス（P29） ◇通所型サービス（デイサービス） ※ 短期集中型通所サービス（P5）	◇要支援1・2の認定を受けた方 ◇基本チェックリストにより事業対象者となった方 (介護認定申請を省略し、基本チェックリストの判定のみで迅速にサービスを利用できます。)
一般介護予防事業 ◇介護予防教室（P5） ◇サロンなどの地域での介護予防活動（P6）	◇65歳以上のすべての方

介護予防・日常生活支援総合事業により、これからの介護予防のためのサービスは、全国一律の基準によるサービスではなく、岡崎市が地域性に応じた多様なサービスを提供していきます。

また、サービスを利用するだけでなく高齢者の方もボランティア等の担い手側として従事していただくことも想定しており、生きがい創出や社会参加を目指します。



主な利用手続きと必要な書類・問合せ先

サービスを利用するための相談・申請

主な場合	必要書類	
デイサービスやホームヘルプサービスを利用したいとき	心身の状態によって利用方法が変わりますので、担当の地域包括支援センター（P33、34）にご相談ください。	
上記以外のサービスを利用したいとき	要介護・要支援認定申請書（新規）	介護保険認定調査場所・立会人・連絡先記入票
認定を受けた後で心身の状態が変わったとき	要介護・要支援認定申請書（変更）	
認定有効期間が終了するが、引き続きサービス利用を希望するとき	要介護・要支援認定申請書（更新）	

※ 一時的な病気やケガで病院等に入院されている方は、症状が安定しない状態では訪問調査や医師の意見書の作成を行うことができませんので、症状が安定してから申請していただくようお願いいたします。

問合せ先	介護保険課 審査係・調査係（福祉会館1階 19番窓口） 電話 23-6683・6684 FAX 23-6520
------	--

サービスの利用に関してする届出・申請

主な場合	必要書類	問合せ先
市外の施設を入退所するとき	住所地特例 適用・変更・終了届	介護保険課 保険料係 23-6647
市外の施設を死亡により退所したとき	資格取得・異動・喪失届	
ケアプランを作成してもらうとき	居宅サービス計画作成依頼届出書	介護保険課 給付係 23-6682
福祉用具を買ったとき	福祉用具購入費支給申請書 領収書、福祉用具のパンフレットの写し	
手すりをつける等、住宅改修を行いたいとき（P10）	住宅改修費支給申請書 見積書、工事前の写真、住宅改修必要理由書兼同意書、平面図等	
施設入所者で、食費・居住費の軽減を受けたいとき（P13）	負担限度額認定申請書 口座名義、普通（定期）預貯金の直近残高がわかる預貯金通帳の写し等	
介護費用が高額になったとき（P13）	高額介護サービス費支給申請書	

詳しくは、介護保険課で配布している『あなたと歩む介護保険』（岡崎市発行）をご覧ください。

○住宅改修費支給

介護保険制度	
対象者	要介護・要支援認定を受け、在宅で生活をしている方
支給金額	対象者1人につき上限額20万円から自己負担1割、2割または3割を差し引いた額を支給（保険給付） 上限額までは、何回でも受給できます。
内容	◇手すりの取付け ◇段差解消 ◇滑りの防止、移動の円滑化などのための床材の変更 ◇引戸などへの扉の取替 ◇洋式便器などへの便器の取替 ◇その他、各改修に付帯して必要な改修
申請方法	◇工事着工前にケアマネジャー等に相談後、申請書類の一部を事前提出 ◇工事完了後いったん全額を支払い、領収書を提出し、正式に支給申請。その後支給 <u>受領委任払い</u> 上限額の範囲内の自己負担1割、2割または3割を支払い。支給額は事業者が代わりに受け取る方法（実施可能な事業者のみ）

問合せ先	
対象者	相談先
◇担当のケアマネジャーが決まっている方	担当のケアマネジャー
◇担当のケアマネジャーが決まっていない方	福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者の所属する改修事業所、または担当の地域包括支援センター（P33、34）

○高齢者入所施設

施設名	内容	備考
① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要な介護保険上の要介護者であって、家庭において介護を受けることが難しい方が入所する施設です。	原則、要介護3以上の方 ※ 要介護1・2の方は、特列入所のみ
② 介護老人保健施設	病状が安定しており、入院する必要はないがリハビリテーション、看護、介護を必要とする要介護高齢者等が入所し、家庭復帰をめざす施設です。	要介護1以上の方
③ 介護医療院	急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療体制の整った施設で、医療や介護などを一体的に行います。	要介護1以上の方 
④ 認知症高齢者グループホーム	中程度の認知症高齢者が共同生活を送りながら、日常生活の介護や機能訓練を受ける施設です。	要支援2以上の方 ※ 地域密着型サービスのため、岡崎市の介護保険被保険者の方のみ
⑤ 軽費老人ホーム (ケアハウス)	低額な料金で入所する施設です。 なお、ケアハウスは軽費老人ホームの一種ですが、自立的な生活を望む高齢者の方に生活相談、入浴、食事の提供を行う施設です。	家庭環境や住宅事情等の理由により家庭で生活することが難しい60歳以上の方 
⑥ 有料老人ホーム	高齢者と設置者との自由契約に基づき、食事の提供、健康管理等のサービスを受けながら生活する施設です。	

※ 市内にある施設一覧については、介護保険課で配布している『岡崎市老人福祉施設等ガイド』をご覧ください。

問合せ先	介護保険課 給付係（福祉会館1階 19番窓口） 電話 23-6682 FAX 23-6520
------	---

○介護サービス利用料の医療費控除

医療系の介護（居宅・施設）サービスの自己負担額及び医療系の居宅サービスと併せて利用する居宅サービス等に係る自己負担額は、医療費控除の対象となる場合があります。

対象サービスの 問合せ先	介護保険課 給付係（福祉会館1階 19番窓口） 電話 23-6682 FAX 23-6520
-----------------	---

○おむつ代の医療費控除

寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要な方については、おむつ代が医療費控除の対象となります。確定申告では「領収書」と医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要となります。

一定の条件に該当する場合、市で「主治医意見書内容確認証明書」を発行し、おむつ使用証明書に代えることができます。（1通200円）

証明書の 問合せ先	介護保険課 審査係・調査係（福祉会館1階 19番窓口） 電話 23-6683・6684 FAX 23-6520
--------------	--

○障がい者控除・特別障がい者控除

内容			対象者
身体障がい者手帳等の交付を受けていない方でも、同程度の障がいがあると市から認定を受けた方は所得税等の控除を受けられる場合があります。			12月31日現在岡崎市に住民票があり、65歳以上で①・②のいずれかに該当する本人またはその扶養親族の方はお問い合わせください。 ① 要介護1～5の方で身体障がい者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方 ② 介護認定を受けていない寝たきり高齢者（6カ月以上就床） ※ 電子申請・郵送申請可
控除額	障がい者控除	特別障がい者控除	
所得税	27万円	40万円	
住民税	26万円	30万円	
認定の 問合せ先	介護保険課 審査係（福祉会館1階 19番窓口） 電話 23-6683 FAX 25-6520		

※ 上記3つの確定申告のお問い合わせは

確定申告の 問合せ先	岡崎税務署（岡崎合同庁舎内） 電話 58-6511（自動音声案内）
---------------	--------------------------------------

○介護サービス利用料本人負担の減免・減額

内容	対象者
<p>所得の低い方は、右の介護サービス利用時の食費・居住費（滞在費）の本人負担額が申請により軽減される場合があります。</p> <p>※ 軽減を受けるには「介護保険負担限度額認定証」が必要です。</p>	<p>◇施設サービス（P11①～③の3施設）</p> <p>◇短期入所サービス</p> <p>◇地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）</p> <p>上記のサービスを利用される方のうち、 介護保険料所得段階が第1～3段階の方</p> <p>※ 次の方は対象外</p> <p>① 同一世帯か否かにかかわらず、配偶者が住民税課税の方</p> <p>② 預貯金などの資産が一定額を超える方</p>
問合せ先	<p>介護保険課 給付係（福祉会館1階 19番窓口）</p> <p>電話 23-6682 FAX 23-6520</p>

○高額介護サービス費の支給

介護保険での利用者負担額が、月額で定められている世帯や個人の上限額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。対象の方には「高額介護サービス費支給申請書」を送付しますので、申請してください。

高額介護サービス費支給の対象外の費用

福祉用具購入費の利用者負担額、住宅改修費の利用者負担額、区分支給限度額を超えた利用者負担、食費、居住費（滞在費）、日常生活費など

問合せ先	<p>介護保険課 給付係（福祉会館1階 19番窓口）</p> <p>電話 23-6682 FAX 23-6520</p>
------	--

○家族介護用品購入助成券（おむつ券）在宅福祉サービス



内容	対象者				
<p>紙おむつ等の購入助成券を支給</p> <p>◇支給枚数 おむつ券（額面2,700円）を年間最大12枚</p> <p>◇支給回数 年間2回（4月・10月） ※ 初回は、利用決定月に支給</p> <p>◇支給方法 書留にて郵送</p> <p>◇使用方法 購入金額3,000円ごとに1枚</p> <p>◇自己負担 1枚ごとに300円以上</p>	<p>①～④すべての条件に該当する方</p> <p>① 在宅（自宅）で介護を受けている（入院・入所・短期宿泊利用日を除いた在宅日数が月に10日以上である）</p> <p>② 要介護3・4・5の認定を受けている</p> <p>③ おむつを使用して介護を受けている</p> <p>④ 対象者本人の市民税が非課税である</p>				
対象品目		使用例			
<p>・紙おむつ （パンツタイプ 平板タイプ パッドタイプ）</p>	<p>・布おむつ ・失禁パンツ ・おむつカバー</p>	<p>おむつ等の 購入金額</p>	<p>利用できる おむつ券枚数</p>	<p>おむつ券 の額</p>	<p>自己負担 の額</p>
		3,000円～	～1枚	2,700円	300円～
		6,000円～	～2枚	5,400円	600円～



○訪問理美容サービス助成券 **在宅福祉サービス**

内容	対象者
理容店・美容店が自宅に訪問し、ヘアカット・シャンプー等を受ける際の助成券を支給 ◇支給枚数 訪問理美容券（額面2,000円）を年間最大6枚 ◇支給回数 年間2回（4月・10月） ※ 初回は、利用決定月に支給 ◇支給方法 書留にて郵送 ◇使用方法 1回の訪問につき1枚  ※ 料金は各店舗にお問合せいただき、自己負担分は直接各店舗にお支払いください。 ※ サービス当日は、親族等の立会いが必要です。 ※ 認知症の症状による拒否や危険行為のおそれがある方は、各店舗とご相談ください。	①～④すべての条件に該当する方 ① 65歳以上 ② 在宅（自宅）で介護を受けている（入院・入所・短期宿泊利用日を除いた在宅日数が月に10日以上である） ③ 要介護4・5の認定を受けている ④ 対象者本人の市民税が非課税である

利用を始めるには（おむつ券・訪問理美容サービス）

- ・長寿課へ申請書類の提出が必要です。
 詳細は、長寿課にお問い合わせいただくか、市ホームページにてご確認ください。
- ・申請は、窓口へ直接、または郵送にて受け付けています。



申請書類はこちら

受付スケジュール

〈窓口申請の場合〉

受付日	利用決定日
1日～月末	翌月1日

〈郵送申請の場合〉

受付日（必着）	利用決定日
1日～25日	翌月1日
26日～月末	翌々月1日

提出の代行

地域包括支援センター（P33、34）またはケアマネジャーが申請書類の提出を代行することができます。

問合せ先	長寿課 地域支援係（福社会館1階 19番窓口） 電話 23-6147 FAX 23-6520
------	---

○認知症への支援

認知症の症状や進行に伴い支援の方法を見直す必要があります。介護サービス等を上手く活用し、介護負担の軽減や、ご本人の尊厳を維持できる工夫をしてみましょう。

	本人の様子	支援方法	サービスや制度名	頁
軽度認知障害 (MCI)	<ul style="list-style-type: none"> 物忘れが多いが自立して生活できている 物の名前が出にくくなり「あれ」「あの」が増えてくる 約束を忘れる時がある 運転にミスがみられるようになる 	<ul style="list-style-type: none"> 早めにかかりつけ医に相談、受診をする 認知症について理解を深める 本人が役割を持てるような活動や趣味、運動を続ける ようなサポートを行う これからの生活やもしもの時の本人の意思を聞いておく 運転免許証の自主返納を検討する 	①物忘れや認知症について気軽に話せる場所等	16
			②認知症に関する相談	16
			⑤ 認知症サポーター養成講座	18
			○介護予防教室	5
			○免許返納について 〔岡崎警察署 交通課 免許係 電話 58-0110〕	
認知症 軽度	<ul style="list-style-type: none"> 同じことを何度も繰り返す 置き忘れやしまい忘れが多くなる 怒りっぽくなったり、うつ傾向になる 物事への関心が薄れる 同じものを購入する 消費者被害に遭いやすい 	<ul style="list-style-type: none"> よく出かける場所や近隣の方に理解を深めてもらう 一人暮らしの場合、見守りのサービス利用や地域での見守りを検討する 接し方の基本やコツを理解する 今後の治療方針や終末期のありかたを本人と家族で相談しておく 	○介護保険の認定申請やサービス利用を検討	8
			①物忘れや認知症について気軽に話せる場所等	16
			⑥ 成年後見制度	18
			⑦ 日常生活自立支援事業	18
			○消費生活相談	35
認知症 中度	<ul style="list-style-type: none"> 着替えや排せつがうまくできない 時間や場所が分からない 道に迷い自宅に戻れなくなる 金銭管理がうまくできなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> 道迷いなどの対策として、持ち物や服に名前を書いておく GPS等による位置情報検索のための民間サービスを必要に応じて利用する 介護者の負担が増えるため、困ったことがあれば相談機関やケアマネジャー、かかりつけ医などへ早めに相談する 	①物忘れや認知症について気軽に話せる場所等	16
			②認知症に関する相談	16
			③認知症等の症状による行方不明等に備える	17
認知症 重度	<ul style="list-style-type: none"> 会話がうまくできなくなる 家族の顔が認識できなくなる 意思疎通が難しくなる 歩行や食事など日常動作ができなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> 費用負担軽減のための制度を知る 日常生活ができなくなることを理解する 	○介護・医療についての控除・減免・減額	12・13
			○おむつ券など在宅福祉サービスの利用	13・14
問合せ先	長寿課 予防係（福祉会館1階 19番窓口） 電話 23-6837 FAX 23-6520 ※ 相談は担当の地域包括支援センターへ（P33、34）			

①物忘れや認知症について気軽に話せる場所等

交流や情報交換により気持ちが楽になることがあります。お気軽にご参加ください。

名称	内容	開催日等
認知症本人交流会	物忘れに不安のある方や認知症と診断された本人同士が交流する場	市政だよりを ご覧ください
認知症介護家族交流会	認知症の方を介護されている方の情報交換の場	
介護教室・家族の会	家庭での介護方法等の知識や介護技術等を学んでいただくための教室（地域包括支援センターで実施）	
認知症カフェ（オレンジカフェ）	認知症の本人やその家族、地域の方などが気軽に交流する場 認知症や介護の相談可	
みんなで学ぶ認知症介護勉強会	初期から中期の認知症の方を介護している家族の方等への講座 知識の取得・仲間づくり・個別相談などそれぞれのご家族に合わせたサポートあり	
問合せ先	長寿課 予防係（福祉会館1階 19番窓口） 電話 23-6837 FAX 23-6520	

②認知症に関する相談

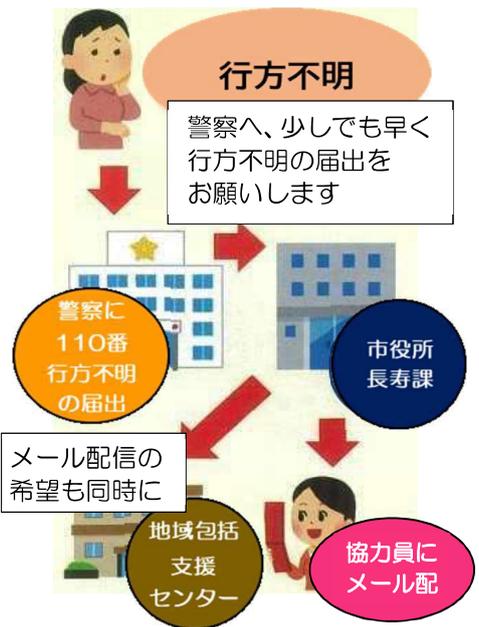
認知症は早期の診断や治療が有効です。心配な様子があった場合、早めの相談や診断により、家族の受容や本人の意思を確認しておくなど、この先に訪れる大きな不安や戸惑いへの準備をしましょう。

まずは以下へご相談ください。

相談先	内容	
かかりつけ医	物忘れが気になり始めたら、身近なかかりつけ医に相談しましょう。必要に応じて専門医のいる病院を紹介してもらうことができます。	
認知症疾患医療センター	認知症の専門医療相談、診断などを実施している医療機関です。	岡崎市民病院認知症疾患医療センター 電話 66-7474
認知症初期集中支援チーム	医師を含む医療・介護の認知症専門員がチームとなり、認知症の早期受診・早期対応をお手伝いします。	担当の地域包括支援センター
地域包括支援センター	市が設置する高齢者の相談窓口で、認知症に関する相談のほか、介護、医療など様々な相談に対応します。	(P33、34)
愛知県認知症電話相談	認知症の人と家族の会愛知県支部が運営しています。電話は、認知症についての知識、介護経験を持つ者が対応します。	電話 0562-31-1911 相談 月曜日～金曜日 10時～16時 (年末年始、祝日除く)
愛知県若年性認知症総合支援センター	若年性認知症について医療機関受診のサポート、診断後のサポート、各制度利用についてのサポートを行っています。	電話 0562-45-6207 相談 月曜日～土曜日 10時～15時 (年末年始、祝日除く)
若年性認知症コールセンター	ひとりで悩んでいませんか。若年性認知症のことを知ってください。同じ方向を向いて一緒に考えましょう。	電話 0800-100-2707 ※ メール相談あり 相談 月曜日～土曜日 10時～15時 (年末年始、祝日除く)

③認知症等の症状による行方不明等に備える

認知症等の症状による行方不明などに備えるため、事前登録制度を始めとした制度の利用を検討しましょう。

名称	内容	対象者
ア 認知症高齢者等 事前登録制度 費用：無料	行方不明に備え、事前に情報登録を行う制度です。市、岡崎警察署及び地域包括支援センターで認知症高齢者等の情報を共有し、スムーズな検索、早期発見に繋がります。 ※ ウ おかえりメールの配信も参考に	市内に住所のある65歳以上の認知症等の方で、自ら出かけ行方不明となる恐れのある方 (65歳未満の若年性認知症も含む：要診断)
イ 認知症高齢者等 賠償責任保険 費用：無料	認知症状等がみられる方が、日常生活における偶発な事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に、最大1億円を限度に被害者に支払うべきお金を補償する制度です。	アに登録され、類似する保険に加入していない方 
ウ おかえりメールの配信	アに登録された方が行方不明となった場合に、 おかえりメール配信手順 で見守り協力員へ検索を依頼します。 (登録されていない方が行方不明となった場合でもメール配信は可能です。) ※ 見守り協力員の登録は随時受付しています。 登録方法 は以下のとおりです。早期発見へのご協力をお願いします。	
おかえりメール配信手順	見守り協力員の登録方法 右のQRコードを読み取るか、市ホームページのサイト内検索で  見守り協力員 と検索してください。「見守り協力員の登録について」のページに記載のメールアドレスに空メールを送信、その後に届くメールに従って登録してください。登録完了後、随時メールが配信されますので、可能な範囲でご協力をお願いします。	
	配信内容 氏名、年齢、性別、顔写真、特徴(髪型、メガネ、体格、服装など) 	
問合せ先	長寿課 予防係(福祉会館1階 19番窓口) 電話 23-6837 FAX 23-6520 ※ ア、イの申請は、担当の地域包括支援センター(P33、34)やケアマネジャーが代行可	

④認知症サポーター養成講座

認知症サポーターは、ひとりでも多くの方が認知症について知り、認知症の本人やその家族にとって住みよい地域となるようできる範囲で手助けする役割を担います。また、認知症サポーター養成講座を受講し、地域でボランティアとして活躍したい方には、認知症サポーターの会をご紹介します。

問合せ先	長寿課 予防係（福社会館1階 19番窓口） 電話 23-6837 FAX 23-6520
------	---



⑤成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの判断能力の十分でない方に代わって預貯金等財産の管理、介護サービスの利用や施設入所等の契約を家庭裁判所が選任した成年後見人等が行う制度です。

相談先	名称	電話等
岡崎市成年後見支援センター	岡崎市社会福祉協議会 (岡崎市社会福祉センター3階)	電話 47-8760 FAX 47-8753

⑥日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどの判断能力の十分でない方が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービス利用支援（相談、手続きなど）、日常的な金銭管理、通帳・証書等の預かりなどの援助を提供します。社会福祉協議会（以下、「社協」）の専門員が訪問調査して、契約締結審査会で承認された後、支援計画を本人に提案し、本人と愛知県社協及び岡崎市社協の3者で契約を締結します。

内容	対象者	利用料
① 情報提供・助言 ② 福祉サービス利用手続き援助 ③ 福祉サービス利用料の支払い ④ 苦情解決制度の利用援助 ⑤ 日常的な金銭管理サービス (生活費の引き出し・支払い) ⑥ 書類等の預かり (通帳・印鑑の保管など)	福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的な金銭管理などについては自分の判断で適切に行うことが困難であるが、契約書や支援計画書の内容を理解することのできる方	◇福祉サービス利用援助 ◇日常的な金銭管理サービス 1回1,200円 (生活保護受給者は無料) ◇書類等の預かりサービス 年間3,000円(月額250円)
問合せ	岡崎市社会福祉協議会 岡崎市成年後見支援センター (岡崎市社会福祉センター3階) 電話 47-8760 FAX 47-8753	

3 高齢者のための支援・助成制度

○特殊詐欺対策装置購入費補助金



内容	対象者
振込め詐欺などの特殊詐欺の手口は、悪質で巧妙化しています。被害の未然防止のため、65歳以上の方を対象に『特殊詐欺対策装置』の購入費を補助します。 ※ 申請額が予算額に達した場合は、受付を終了します。	市内に住所を有し、居住している65歳以上の高齢者で、以下のいずれかに該当する方 ① ひとり暮らしの高齢者 ② 高齢者のみで構成される世帯の構成員 ③ 日中に住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の高齢者
問合せ先	防犯交通安全課 生活安心係（東庁舎3階） 電話 23-6525 FAX 23-6570



○自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金



内容	対象者
自転車乗車中の被害軽減及び死亡事故の抑止を図るため、自転車乗車用に製造された新品のヘルメットの購入費の一部を補助します。 ※ 申請額が予算額に達した場合は、受付を終了します。	市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 ① 満7歳～満18歳になる児童・生徒等 ② 満65歳以上になる高齢者
問合せ先	防犯交通安全課 交通安全係（東庁舎3階） 電話 23-6340 FAX 23-6570



○高齢者補聴器購入費補助金



身体障がい者手帳の交付対象にならない、軽・中等度難聴の高齢者に対して、補聴器購入費の一部を補助します。補聴器の購入前に、長寿課にご相談ください。

※ 申請額が予算額に達した場合は、受付を終了します。

問合せ先	長寿課 地域支援係（福祉会館1階 19番窓口） 電話 23-6147 FAX 23-6520
------	---



○福祉車両の貸出（会員制）

日常的な外出に車いすを利用している方の病院や福祉施設、公的機関の送迎や地域行事等の参加を含む外出支援に福祉車両をお貸しします。車両貸出時には、車いすを併せて貸出することができます。

貸出期間・回数	利用対象者	注意事項
期間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 （祝日法による休日、 12月29日～1月3日を除く） 回数 月2日まで（1泊2日可） ◇使用料は無料 ※ 社協指定のガソリンスタンドで ガソリンを満タンにして返却 （現金は不可）	市内在住の介護認定を受けて いる高齢者、肢体不自由とし て障がい者認定を受けている 身体障がい者（児）及び、医師 の診断を受け一時的に車いす が必要な方 ※ 運転は交通法令を遵守し 安全運転を行える家族等	以下の場合には利用不可 ◇個人以外 ◇介護保険法、障害者総合支援 法に基づくサービスでの利用 ※ 詳細については事前 お問い合わせください。
問合せ先	岡崎市社会福祉協議会（岡崎市社会福祉センター1階） 電話 47-7955 FAX 47-8753 岡崎市社会福祉協議会額田支所（榎山町） 電話 82-2268 FAX 82-3706	



○車いすの貸出

病気やケガなどにより、一時的に車いすが必要になった方に、車いすを無料でお貸ししています。台数に限りがありますので、事前に電話でご予約ください。

※ 介護保険、障がい福祉制度が原則優先となります。

対象者	利用期間
岡崎市内在住で、在宅生活の方	短期利用：1週間以内 長期利用：最長3カ月以内
問合せ先	岡崎市社会福祉協議会（岡崎市社会福祉センター1階） 電話 47-7955 FAX 47-8753 岡崎市社会福祉協議会額田支所（榎山町） 電話 82-2268 FAX 82-3706



〇ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム 在宅福祉サービス



内容	対象者
<p>在宅（自宅）で生活をする方に、24 時間体制の専門業者につながる緊急通報装置を無償で設置・貸与</p> <p>◇専門業者による対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時における救急車の手配、協力員への支援要請 ・専門業者から月 1 回電話で安否確認 ・健康相談にも対応 <p>〈緊急通報装置の例〉</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>固定型</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>無線型</p> </div> </div> <p>※ 補足事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話料金、電気代等は利用者負担 ・固定電話回線の状況により、使用できる装置が異なります 	<p>①～③すべての条件に該当する方</p> <p>① 65 歳以上のひとり暮らしの方</p> <p>② 以下の既往症・疾患・障がい等により、緊急な救護を必要とする状態に陥る可能性が高い方</p> <p>ア 心疾患</p> <p>イ 脳血管疾患の既往があり、再発の可能性のある（脳梗塞・脳出血等）</p> <p>ウ 呼吸困難に至るおそれのある呼吸器疾患等</p> <p>エ 転倒時に自力では救援要請が困難と予測される体幹・下肢・神経疾患等</p> <p>③ 緊急時に、自宅・勤務先から本人宅へ 60 分以内で駆けつけできる方が 2 人いる</p> <p>※ その他の疾患等により②と同等の状態に陥る可能性が高い場合や、同居の親族等が緊急時に救援要請が困難な疾患等をお持ちの方は、対象となる場合もありますのでご相談ください。</p> 

利用を始めるには

- ・長寿課へ申請書類の提出が必要です。詳細は、長寿課にお問い合わせいただくか、市ホームページにてご確認ください。
- ・申請は、窓口へ直接、または郵送にて受け付けています。



申請書類はこちら

受付スケジュール

〈窓口申請の場合〉

受付日	利用決定日
1 日～15 日	16 日
16 日～月末	翌月 1 日

〈郵送申請の場合〉

受付日（必着）	利用決定日
1 日～25 日	翌月 1 日
26 日～月末	翌月 16 日

提出の代行

地域包括支援センター（P33、34）またはケアマネジャーが申請書類の提出を代行することができます。

問合せ先	長寿課 地域支援係（福祉会館 1 階 19 番窓口） 電話 23-6147 FAX 23-6520
------	--

○ひとり暮らし高齢者見守り配食サービス

在宅福祉サービス



内容	配達時間
◇1日1食、昼食または夕食の <u>手渡しによる安否確認</u> ◇1月1日～1月3日を除き利用可 ◇安否確認ができない場合は事業者から緊急連絡先へ連絡 ◇自己負担額 350円	◇昼食 9時30分～13時 ◇夕食 15時～19時 ※ 時間指定不可
ひとり暮らし高齢者配食サービスの対象となる方の要件（A・Bどちらにも該当）	
A. 本人の要件	◇75歳以上のひとり暮らしで非課税の方 住民票でひとり暮らしの方（世帯分離は不可）
B. 緊急連絡先	緊急時に、自宅・勤務先から利用者宅へ60分以内に駆けつけることができる方が2人（緊急連絡先者の同意書必要）

利用を始めるには

- ・長寿課へ申請書類の提出が必要です。
詳細は、長寿課へお問い合わせいただくか、市ホームページにてご確認ください。
- ・申請は、窓口へ直接、または郵送にて受け付けています。



申請書類はこちら

利用決定スケジュール

〈窓口申請の場合〉

受付日	利用決定日	利用開始可能日
1日～10日	11日	15日
11日～20日	21日	25日
21日～月末	翌月1日	翌月5日

〈郵送申請の場合〉

受付日（必着）	利用決定日	利用開始可能日
1日～25日	翌月1日	翌月5日
26日～月末	翌月11日	翌月15日

提出の代行

地域包括支援センター（P33、34）またはケアマネジャーが申請書類の提出を代行することができます。

問合せ先	長寿課 地域支援係（福祉会館1階 19番窓口） 電話 23-6147 FAX 23-6520
------	---

※ 事業者の一覧及び連絡先は、次のページで紹介しています。

※ 業者変更する場合

事業者変更は、翌月からになります。利用月の途中での変更はできません
変更月の前月15日までに長寿課地域支援係へ必ず電話連絡ください。



ひとり暮らし高齢者見守り配食サービス 事業者別食事の形態一覧									
(令和7年4月1日時点)									
事業者名	ありがとうサービス	てんじん	宅配クック123	まごころ弁当岡崎店	ライフデリ知立店	まごころ弁当西岡崎店	ワタミの宅食		
所在地	大和町	山綱町	上和田町	稲熊町	知立市	細川町	若松東上里		
電話	34-1389	48-4190	57-2500	65-5531	(0566) 91-2502	45-8710	(0120) 321-510		
F A X	83-5958	48-4191	57-2510	65-5532		45-8711	なし		
食事の形態	一般食	○	○	○	○	○	○	○	
	刻み食	○	○	○	○	○	○		
	おかゆ	○	○	○	○	○	○		
	おにぎり	○				○			
	ミキサー食				○	○			
	やわらか食			○		○			
	惣菜のみ	50円引き	100円引き	50円引き	50円引き	50円引き	60円引き	値引きなし	
	ご飯の大盛り・小盛り	大盛り無料	大盛り50円増	大盛り無料	大盛り50円増	大盛り60円増	大盛り70円増	なし	
	特別食	ムース食			○	○	○	○	なし
		透析食			○	○	○		
		糖尿病食	○		○	○			
		腎臓病食	○		○	○	○		
		カロリー調整食	○		○	○	○	○	
		カロリー・塩分調整食	○		○	○			
塩分調整食		○	なし		○				
たんぱく調整食				○	○		○		
たんぱく・塩分調整食				○					
心臓病食		○							
消化にやさしい食			○						
高血圧食	○								

※ 特別食は料金が加算されるため、各事業者にご確認ください。

ひとり暮らし高齢者見守り配食サービス 事業者別配食区域一覧

(令和7年4月1日時点)

事業者名	ありがとうサービス	てんじん	宅配クック123	まごころ弁当 岡崎店	ライフデリ 知立店	まごころ弁当 西岡崎店	ワタミの 宅食
梅園・根石 愛宕・連尺	○		○	○	○	○	○
井田・広幡	○	昼食のみ	○	○	○	○	○
六名・三島 竜美丘	○	○	○	○	○	○	○
常磐				○	○	○	○
常磐東		昼食のみ		○		○	
常磐南				○		○	
羽根・小豆坂	○	○	○	○	○	○	○
城南	○	昼食のみ	○	○	○	○	○
岡崎・上地	○	○	○	○	○	○	○
福岡	○		○	○	○	○	○
男川	○	○	○	○	○	○	○
美合・緑丘	○	○	○	○	○	○	○
竜谷	○	○	○	○			○
藤川・山中		○	○	○			○
本宿		○	○				○
生平		夕食のみ					
秦梨		夕食のみ		○			
豊富・夏山 宮崎・形埜 下山		要問合せ					
岩津 大樹寺	○	昼食のみ	○	○	○	○	○
恵田		昼食のみ		○		○	○
大門	○		○	○	○	○	○
細川	○		○	○		○	○
奥殿				○			○
矢作南・矢作西	○		○		○	○	○
矢作東・矢作北	○		○	○	○	○	○
北野	○		○		○		○
六ツ美 中部・南部	○		○		○	○	○
六ツ美 北部・西部	○	昼食のみ	○	○	○	○	○

配食区域
(小学校区)

○国民健康保険・後期高齢者医療

給付の種類	内容	
高額療養費	<p>同じ月にかかった医療費の自己負担額の合計が、限度額を超えた場合、申請により高額療養費として差額を支給します。</p> <p>※ 該当者には診療月のおおむね3カ月後に通知します。申請時に医療機関の領収書が必要となる場合がありますので、領収書は大切に保管しておいてください。（後期高齢者医療制度加入の方はおおむね4カ月後）</p> <p>※ 限度額や計算の仕方は、年齢や世帯構成、所得によって異なります。</p> <p>※ 入院時食事代や差額ベッド代など、保険適用とされない自費分は対象外です。</p>	
自己負担額の限度額適用	<p>一つの医療機関で同じ月内の医療費の支払い（食事及び自費分を除く）が、世帯の所得に応じた限度額までにとどめられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナ保険証をお持ちの方 マイナ保険証を提示し、高額療養費制度の利用に同意 ・マイナ保険証のない方 「限度額適用認定証（後期高齢者医療制度加入の方は任意記載事項（限度額）のある資格確認書）」の交付を申請 <p>※ 限度額適用認定証の交付には要件があるため、事前にご相談ください。</p>	
入院時の食事代等の減額	<p>世帯全員が市民税非課税の場合は、上記の限度額適用によって、入院時の食事代等の減額も受けることができます。また、過去12カ月（非課税の期間に限る）で90日を超える入院がある場合は、申請により、更に減額を受けることができます。</p>	
特定疾病	<p>① 人工透析を実施する慢性腎不全、② 血友病、③ 血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の治療について、申請により1カ月の医療費の自己負担限度額が一つの医療機関につき10,000円（70歳未満の上位所得者は①のみ20,000円）に軽減されます。申請には医師の証明書が必要です。</p>	
高額介護合算療養費	<p>1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に負担した医療保険の自己負担額と介護保険の介護（予防）サービスの利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合、申請により高額介護合算療養費として各保険者から支給します。</p>	
その他の給付	<p>次のような場合、申請により費用の一部を払い戻しします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇医師の指示によりコルセット等の治療用装具を購入したとき ◇やむを得ない理由により保険証等を提示せずに受診したとき ◇治療上緊急性があり、医師の指示により移送されたことが認められたとき ◇短期の海外旅行中に治療を受けたとき 	
問合せ先	国民健康保険の方	<p>国保年金課 給付係（東庁舎1階 10番窓口） 電話 23-6169 FAX 27-1160</p>
	後期高齢者医療の方	<p>医療助成室 高齢者医療係（東庁舎1階 11番窓口） 電話 23-6841 FAX 27-1160</p>

○障がい者医療費助成（身体・精神）

内容	対象者
<p>◇申請により障がい者医療費受給者証を交付します。</p> <p>◇対象者に対して保険診療による医療費の一部負担金を助成します。</p> <p>※ 個室使用料、文書料などの保険のきかない費用や入院時食事代については助成の対象となりません。</p>	<p>以下の①～⑥のいずれかに該当する方</p> <p>① 身体障がい者手帳1級から3級の方</p> <p>② 身体障がい者手帳4級の腎臓機能障がいの方</p> <p>③ 身体障がい者手帳4級から6級の進行性筋萎縮症の方</p> <p>④ 療育手帳A判定またはB判定を受けている方（IQ50以下）</p> <p>⑤ 自閉症状群（高機能自閉症及びアスペルガー症候群を含む）と診断された方</p> <p>⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級から3級で自立支援医療（精神通院）の認定を受けている方（長期入院等により認定を受けられない方を除く）</p> <p>※ 3級の方は障害厚生年金3級13号と同程度以上の障がいと認められる方</p> <p>※ 65歳以上で一定の障がいのある方は、後期高齢者医療保険に加入することで後期高齢者福祉医療費助成が受けられます。</p>
問合せ先	<p>医療助成室 福祉医療係（東庁舎1階 11番窓口）</p> <p>電話 23-6148 FAX 27-1160</p>

○後期高齢者福祉医療費助成

内容	対象者
<p>◇申請により後期高齢者福祉医療費受給者証を交付します。</p> <p>◇対象者に対して保険診療による医療費の一部負担金を助成します。</p> <p>※ 個室使用料、文書料などの保険のきかない費用や入院時食事代については助成の対象となりません。</p>	<p>以下のア～ウのいずれかに該当する方</p> <p>ア 上記の障がい者医療費助成制度（身体・精神）の①～⑥のいずれかに該当する方</p> <p>※ 65歳以上で一定の障がいのある方は、後期高齢者医療への加入が必要です。</p> <p>イ ひとり暮らしの方で、以下のA～Cのすべてに該当する方</p> <p>A 市民税が非課税</p> <p>B 税法上の扶養に入っていない</p> <p>C 隣接地等に親族がおらず、経済的な援助を受けていない</p> <p>ウ ねたきりまたは認知症の方で、以下のA・Bのどちらにも該当する方</p> <p>A 要介護4または5と認定されてから3カ月以上経過している</p> <p>B 本人及び生計維持者の市民税が非課税</p>
問合せ先	<p>医療助成室 福祉医療係（東庁舎1階 11番窓口）</p> <p>電話 23-6148 FAX 27-1160</p>

○固定資産税の減額措置（住宅のバリアフリー改修）



新築日から10年以上経過した住宅について、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事完了から3カ月以内に申告した場合、工事完了の翌年度分の固定資産税額を、100㎡までを限度に3分の1減額します。

対象となる要件	
1	次のいずれかの方が居住されている住宅 ① 65歳以上の方（工事完了した翌年の1月1日現在） ② 要介護認定・要支援認定を受けている方 ③ 障がい者手帳を交付されている方
2	バリアフリー改修工事費から助成金等を差引いた自己負担額が50万円を超えること
3	住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
※ 必要書類、対象となるバリアフリー改修工事等詳細は、右上のQRコードから確認することができます。	
問合せ先	資産税課 家屋1係（東庁舎3階） 電話 23-6097 FAX 23-6096



○高齢者等住宅確保要配慮者の家賃債務保証制度

高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、外国人世帯等の方が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことで、賃貸住宅への入居を支援する制度です。

内容	
対象住宅	高齢者住宅財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定を締結している賃貸住宅
対象世帯	◇高齢者世帯 ◇障がい者世帯 ◇子育て世帯 ◇外国人世帯 ◇解雇等による住居退去者世帯 ◇登録住宅（セーフティネット住宅）入居者世帯
保証の対象	◇滞納家賃 ⇒ 月額家賃の12カ月分相当
保証限度額	◇原状回復費用及び訴訟費用 ⇒ 月額家賃の9カ月分相当
保証料	2年間の保証の場合、月額家賃の35%（最低保証料10,000円）
問合せ先	一般財団法人 高齢者住宅財団 電話 0120-602-708 ホームページアドレス https://www.koujuuzai.or.jp/



○敬老祝金の贈呈

多年にわたり社会に貢献された長寿者の方々に対し、市から敬老祝金を贈呈し、感謝の意を表するとともに長寿をお祝いします。



対象者	敬老祝金
数え 100 歳以上の方 ※ 9月1日現在において市内に住所を有し、かつ住民基本台帳に登録されていること	◇金額：10,000 円 ◇100 歳以上：8月中に市から通知をお送りしますので、確認・返送してください。
問合せ先	長寿課 施策係（福祉会館1階 19番窓口） 電話 23-6149 FAX 23-6520

○家具転倒防止金具の取付 在宅福祉サービス



※申請額が予算額に達した場合は受付を終了します。

内容	対象者	利用するには
地震による家具の転倒事故を防ぐため、転倒防止の金具を無料で取り付け ◇1世帯1回限り （市内転居の場合は、再申請可） ◇5家具以内（冷蔵庫を含む） ※ テレビ、電子レンジは対象外 ◇L字型金具またはベルト式器具を使用して固定 	①～⑤のいずれかに該当する方 ① 65歳以上の高齢者のみの世帯 ② 要介護3～5の認定を受けている ③ 65歳以上で生活保護を受けている ④ 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A判定の交付を受けている ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている	・申請書類の提出（窓口または郵送）が必要です。  申請書類はこちら ・詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページにてご確認ください。
問合せ先 ・ 申請先	対象者①～③の方	長寿課 地域支援係 （福祉会館1階 19番窓口） 電話 23-6147 FAX 23-6520
	対象者④の方	障がい福祉課 障がい1係 （福祉会館1階 17番窓口） 電話 23-6113 FAX 25-7650
	対象者⑤の方	障がい福祉課 障がい2係 （福祉会館1階 17番窓口） 電話 23-7674 FAX 25-7650

○おかざきシルバー支援隊（困りごと支援型訪問サービス）

暮らしの中で感じる「ちょっとした困りごと」を、有償ボランティアが解消するサービスです。

※ 在宅で生活されている方が対象です。

対象者	内容	費用
◇要支援 1・2の方 ◇事業対象者（P8） ◇上記以外の高齢者及び障がい者	庭掃除、買物代行、除草、洋服の 入替など ※ 1時間以内にできる作業に限る	1回 1,500円 (1時間以内)
問合せ先	シルバー人材センター 本部（岡崎市社会福祉センター2階） 電話 47-7380 FAX 47-7385	



○さわやか収集

内容	対象者
家庭ごみを週1回、 玄関先まで収集に 伺います。	ひとり暮らしで以下の①・②のいずれかに該当し、独力でのごみ出しが困難な方 ① 65歳以上で要支援2または要介護の認定を受けている方 ② 身体障がい者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・ 特定医療費受給者証のいずれかをお持ちの方
問合せ先	ごみ対策課 収集係（リサイクルプラザ3階） 電話 25-5379 FAX 25-8153



※ 利用手続きの流れ等については、ごみ対策課収集係までお問い合わせください。

申込書（FAX・電子申請可）提出後職員が自宅を訪問し、状況を確認の上実施の可否を決定します。
親族やヘルパーによる生活支援、または地域の中でお手伝いいただく方があれば、お手伝いいただく
方でのごみ出しを優先してください。

4 地域における高齢者の支援

○学区福祉委員会による「高齢者支援活動」

学区福祉委員会とは、「困ったときはお互いさま」「向こう三軒両隣」の感覚で、小学校区ごとに地域の福祉課題に取り組む自主的・自立的なボランティア組織です。

声をかけ合い、見守りをするための「ひとり暮らし高齢者等への見守り訪問」や「誰もが集える居場所づくり（サロン）」など、地域の実情に合わせて活動しています。



問合せ先

岡崎市社会福祉協議会（岡崎市社会福祉センター3階）
電話 47-8751 FAX 47-8753

○老人クラブによる「友愛訪問活動」

老人クラブでは、ひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者を訪問して、話し相手になったり、励ましたり、安否確認をしたりする友愛訪問活動を行っています。



問合せ先

各地域の老人クラブ または 老人クラブ事務局（福祉会館1階 19番窓口）
電話 23-6153 FAX 23-6520

○高齢者見守り支援事業

市と民間事業者が協定を結び、事業者が業務活動を通じて見守り等を実施することで、孤立死や虐待を防止するとともに高齢者が安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

民間登録事業者（例）

見守り支援内容（例）

◇新聞配達所 ◇金融機関 ◇新聞等が数日分たまっている ◇洗濯物が取り込まれていない

問合せ先

長寿課 地域支援係（福祉会館1階 19番窓口）
電話 23-6147 FAX 23-6520



○ひとり暮らし高齢者等実態調査（登録）

災害や病気等の不測の事態、将来介護等が必要になった場合に関係機関と連携し、迅速に対応するために緊急連絡先等の登録ができます。また、平常時の地域における見守りにも活用します。

対象者

調査・登録の方法

一定の要件に該当する
高齢者の方

年に1回、民生委員が訪問により調査・登録を行います。
上記調査のほか、登録希望者本人、親族、地域包括支援センター（P33、34）からの申出により登録することができます。

問合せ先

長寿課 地域支援係（福祉会館1階 19番窓口）
電話 23-6147 FAX 23-6520

○災害時避難行動要支援者支援制度

大規模災害時に一人では避難できず、支援が必要な方（避難行動要支援者）が、地域で見守ってくれる地域支援者に自分の情報を出しても良いという条件で市に登録します。

登録後、市で登録者の情報を整理して登録者名簿を作り、地域支援者にお渡しします。

[地域支援者]：防災防犯協会、民生委員児童委員、学区福祉委員会、その他地域で定めた支援者

登録対象者	
① 65歳以上のひとり暮らし高齢者	⑤ 在宅で第1種知的障がい者
② 65歳以上の高齢者のみの世帯の方	⑥ 精神障がい者、難病患者で一定の支援が必要な方
③ 在宅で介護保険要介護3・4・5の認定者	⑦ 戦傷病者手帳をお持ちの方
④ 在宅で第1種身体障がい者	⑧ 上記①～⑦に準ずる方など

※ 施設入所されている方は登録できません。（障がい者グループホームを除く）

地域支援者による見守りの実施

- ◇災害発生時、予想時に危険が迫っていることの連絡
- ◇避難行動要支援者と一緒に避難するなどの支援
- ◇日頃から見守り活動や地域福祉活動のために利用



あんしん見守りキーホルダー

災害時避難行動要支援者支援制度に登録された方に、番号のついた「あんしん見守りキーホルダー」をお渡しします。キーホルダーを普段から身につけていただくことで、災害時避難行動要支援者が外出先で意識を失った場合や認知症のために保護された場合などの緊急時に、警察や消防本部が本人確認及び緊急連絡を迅速に行えるようになります。



登録には申請が必要です。詳細は以下までお問い合わせください。

問合せ・申請先	担当課	電話	FAX
制度全般について	福祉政策課 (東庁舎1階 15番窓口)	23-6851	73-1750
①② 高齢者	長寿課 (福祉会館1階 19番窓口)	23-6147	23-6520
③ 要介護認定者	介護保険課 (福祉会館1階 19番窓口)	23-6683	
④ 身体・知的障がい者	障がい福祉課 (福祉会館1階 17番窓口)	23-6113	25-7650
⑤ 精神障がい者 難病患者の方		23-6180	
⑥⑦ 戦傷病者	福祉政策課 (東庁舎1階 15番窓口)	23-6851	73-1750

5 高齢者に関する相談窓口

○民生委員への相談

民生委員は、ひとり暮らし高齢者などの身近な福祉の相談や支援をしています。ひとりで悩まずに、各地域の民生委員に相談しましょう。行政と市民とのパイプ役として、適切なアドバイスをしています。なお、各地域に担当の民生委員が決められておりますので、民生委員をお知りになりたい方は、福祉政策課までご連絡ください。

問合せ先

福祉政策課 活動支援係（東庁舎1階 15番窓口）
電話 23-6864 FAX 73-1750

○高齢者虐待の相談

近年、高齢者虐待が増加しており、社会問題となっています。介護をしている方が心身ともに疲労し、追い詰められ、自覚のないままに虐待をしていることも少なくありません。高齢者虐待は誰にでも起こりうる身近な問題です。身のまわりで以下のような行為が行われている場合、担当の地域包括支援センター（P33、34）へ相談してください。

※ 相談者の秘密は守られます。生命の危険を感じる場合は警察（110番）へ通報を！！

高齢者虐待の区分	虐待例
身体的虐待	叩く、蹴る、つねる、ベッドなどに縛りつける 無理やり食事を口に入れる 意図的に薬を過剰に与える など
介護や世話の 放棄・放任 (ネグレクト)	不衛生な部屋のまましてある 食事や水分を十分に与えない 必要な医療や福祉サービスを受けさせない
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う 口をきかない、無視をする
性的虐待	失禁の罰として下半身を裸で放置する 性行為の強要
経済的虐待	必要な金銭を渡さない、使わせない 本人の年金・預貯金を本人の意思に反して使用する



地域包括支援センターでは、介護負担の増大や家庭事情などの虐待要因の解消に向けた支援を行い、虐待が起こらないような体制づくりを行っています。

○地域包括支援センター

岡崎市が設置する高齢者のための相談窓口です。医療・介護・福祉などの関係機関と協力して、地域の皆さんの支援を行っております。訪問もしていますので、まずはお電話でご相談ください。

※ お住まいの地域で担当があります。

◇高齢者の健康・生活・介護

◇消費生活相談

◇権利擁護、成年後見制度

◇高齢者虐待に関する相談

※ 地域福祉センター内のまちなふくしサポート室（まちサポ）は、高齢者に限らない地域の身近な相談窓口を目指しています。

名称	住所	電話 FAX	担当区域 (小学校区)
中央地域福祉センター (まちサポ併設)	岡崎市梅園町寺裏5番地1	25-3199 25-7713	梅園
ひな	岡崎市日名南町20番地3	65-8555 66-0732	広幡・井田
岡崎東	岡崎市洞町字向山16番地2	84-5003 84-5037	根石・男川・ 生平・秦梨
真福	岡崎市真福寺町神田100番地1	66-2667 66-2677	常磐南・常磐東・ 常磐
社会福祉協議会	岡崎市康生通南3丁目56番地	23-1105 23-7820	愛宕
竜美	岡崎市竜美西1丁目9番地1	55-0751 71-7452	三島・竜美丘
さくらの里	岡崎市中岡崎町12番地9	22-3030 22-2700	六名・連尺
なのはな苑	岡崎市福岡町四反田26番地	57-8087 57-8099	岡崎・福岡
スクエアガーデン	岡崎市羽根町中田34番地	57-1133 57-0133	羽根・城南

名称	住所	電話 FAX	担当区域 (小学校区)
ふじ	岡崎市美合町下長根2番地1	55-0192 55-6598	上地・小豆坂
高年者センター岡崎 (まちサポ併設)	岡崎市美合町下長根2番地1	55-8399 55-0105	美合・緑丘
北部地域福祉センター (まちサポ併設)	岡崎市岩津町西坂54番地1	45-1699 45-8791	恵田・奥殿・ 細川・岩津
さくら	岡崎市堂前町2丁目2番地18	73-3377 73-3339	大樹寺・大門
やはぎ苑	岡崎市上佐々木町大官49番地	34-2345 47-7039	矢作南
西部地域福祉センター (まちサポ併設)	岡崎市宇頭町小藪70番地1	32-0199 34-3212	矢作東・矢作西
はしめ	岡崎市橋目町恵香18番地1	33-5610 33-5605	矢作北・北野
南部地域福祉センター (まちサポ併設)	岡崎市下青野町天神78番地	43-6299 43-6781	六ツ美北部・ 六ツ美西部
むつみ	岡崎市合歓木町上郷間337番地1	57-6288 43-0201	六ツ美中部・ 六ツ美南部
東部地域福祉センター (まちサポ併設)	岡崎市山綱町中柴1番地	48-8099 48-8096	竜谷・藤川・ 山中・本宿
額田福祉総合相談窓口 (ふくまど)	岡崎市榎山町山ノ神21番地1	82-3129 82-3139	豊富・夏山・宮崎 形埜・下山
問合せ先	ふくし相談課 地域支えあい係 (福祉会館1階 18番窓口) 電話 23-6986 FAX 23-7987		

○市・県など関係機関の相談窓口等

相談種目		担当部署等	電話	相談日
消費生活	消費生活センター（市）	消費生活センター	23-6459	月曜日～金曜日（※） 9時～16時
	消費者ホットライン	対応可能な窓口を ご案内します。	188 (いやや!)	原則毎日 〔12月29日～1月3日〕 を除く
心の健康に関すること	精神疾患等、精神保健に 関する相談 (面接要予約)	保健所 健康増進課	23-6715	月曜日～金曜日（※） 9時～16時
	あいちこころ ほっとライン 365	愛知県 精神保健福祉センター	052- 951-2881	毎日 9時～20時 30分
介護・ 高齢者医療	◇介護保険制度 ◇要介護認定	介護保険課 審査係 調査係	23-6683 23-6684	月曜日～金曜日（※） 8時30分～17時15分
	◇介護保険サービス ◇住宅改修	介護保険課 給付係	23-6682	
	◇介護保険料	介護保険課 保険料係	23-6647	
	◇介護予防	長寿課 予防係	23-6837	
	高齢者在宅福祉サービス	長寿課 地域支援係	23-6147	
	後期高齢者医療	医療助成室 高齢者医療係	23-6841	
貸付	生活福祉資金 くらし資金	岡崎市社会福祉協議会 サービスセンター	23-8938	
生活困窮	経済的なお悩みなど生活 困窮状態からの早期自立 に向けた相談	ふくし相談課 ほっとサポートおか ざき	23-6292	
生活保護	国が定める最低限度の生 活を保障するために必要 な生活保護に関する相談	生活福祉課 保護総務係	23-6158	
法律など	法律・税金・不動産 相談など（面接のみ）	防犯交通安全課 市民相談係	23-6492	月曜日～金曜日（※） 13時～16時 〔開催日など詳しくは お問い合わせください。〕

※ 祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）除く

○法テラスの相談窓口

日本司法支援センター愛知地方事務所三河支部			
相談種目	相談日時	担当・連絡先	備考
法的トラブルの問合せ ◇専門職員による情報提供	月曜日～金曜日 9時～21時 土曜日 9時～17時 (祝日除く)	法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 PHS・IP 電話からは 03-6745-5600	◇予約不要 ◇利用料無料 ◇通話料は相談者負担
	月曜日～金曜日 9時～16時 (祝日除く)	法テラス三河 0570-078342 (IP 電話 050-3383-5465)	
犯罪被害者が必要な支援を受けるための問合せ	月曜日～金曜日 9時～21時 土曜日 9時～17時 (祝日除く)	法テラス・サポートダイヤル 犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714 PHS・IP 電話からは 03-6745-5601	◇通話料は相談者負担
	月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日除く)	法テラス三河 0570-078342 (IP 電話 050-3383-5465)	
外国人向け法的トラブルの問合せ ◇通訳を介した情報提供	月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日除く)	法テラス・多言語情報提供サービス 0570-078377	◇予約不要 ◇利用料無料 ◇通話料は相談者負担 ◇通訳サービス
弁護士による無料法律相談	毎週木曜日 13時～15時30分 毎週水曜日 10時～12時 13時～15時30分 (祝日除く)	法テラス三河 050-3383-5465 (予約：平日9時～17時)	◇予約制 ◇資力要件あり ◇同一案件につき3回まで
司法書士による無料相談	第1・3火曜日 10時～13時 (祝日除く)		
弁護士による外国人向け無料相談	第1・3木曜日 13時～16時 (祝日除く)		

(法テラス三河：市役所 西庁舎南棟1階)

高齢者のサービスガイド

発行年月 令和7年(2025年)4月

発行者 岡崎市(福祉部 長寿課 地域支援係)

〒444-8601

岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 長寿課 地域支援係 (福祉会館1階 19番窓口)

電話 0564-23-6147

FAX 0564-23-6520